

制定 平成22年2月24日

改正 平成22年3月17日

## 国士舘大学利益相反管理規程

### (目的)

第1条 この規程は、国士舘大学利益相反ポリシーに基づき、国士舘大学（以下「本大学」という。）の教職員が研究活動を行う上での利益相反を適正に管理するために必要な事項を定めることにより、本大学の円滑な研究活動の推進を図ることを目的とする。

### (管理)

第2条 この規程において、本大学の教職員が研究活動を行う上で、その活動や成果に基づき得る個人的利益が研究者としての責務または公共の利益を損なわないように適正に管理する。

### (利益相反管理の対象者)

第3条 利益相反の管理の対象者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学校法人国士舘の理事（非常勤を除く）
- (2) 本大学の教職員（非常勤を含む）
- (3) 本大学及び本大学の教職員が行う学外との共同研究、受託研究等に参画する本大学の学生等

### (利益相反管理の対象行為)

第4条 利益相反管理の対象は、理事及び教職員が行う次の各号のとおりとする。

- (1) 会社等の営利企業及び国、地方公共団体、独立行政法人その他の団体（以下「当該外部機関等」という。）への兼業を行うこと
- (2) 自らが保有する知的財産権を企業等に譲渡し、または実施許諾すること
- (3) 当該外部機関等との共同研究または受託研究もしくは研究員の受入を行うこと
- (4) 当該外部機関等から一定額以上の金銭もしくは株式等を取得する場合または便宜供与を受けること
- (5) 当該外部機関等から一定額以上の物品、サービス等を購入すること
- (6) 学生等を産学官連携活動等に従事させること
- (7) その他、第6条に規定する利益相反委員会が利益相反管理の対象として認めた行為を行う場合

### (利益相反管理の判断基準)

第5条 産学官連携活動等を推進する上で生ずる利益相反の問題を解決する指針として、次の各号のとおり定める。

- (1) 理事及び教職員が本大学の職務に関して個人的な利益を優先させていると客観的

に判断されることのないようにすること

(2) 本大学がその社会的責任に対し、本大学の利益を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること

(3) 個人的な利益の有無に関わらず、理事及び教職員が本大学以外の活動を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること

(利益相反委員会)

第6条 本大学に、利益相反委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第7条 委員会は、本大学の教職員に係る利益相反を適正に管理するため、次の各号の事項を所掌する。

(1) 利益相反による弊害を抑えるための施策に関する事項

(2) 利益相反に係る審査及び回避の助言・勧告等に関する事項

(3) 利益相反管理のための調査に関する事項

(4) 利益相反管理に係る教育研修の実施に関する事項

(5) 外部からの利益相反の指摘への対応に関する事項

(6) その他本大学の利益相反管理に関する事項

(委員会の構成)

第8条 委員会の委員は、次の者をもって構成する。

(1) 担当する理事 1名

(2) 学長が指名する者 若干名

(3) 工学研究科長及び救急システム研究科長

2 委員会の委員長は、学長が指名する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

4 第1項第2号の委員は、学内者及び学外者から学長の指名に基づき学校法人国士舘が委嘱する。

5 第1項第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合に、後任の委員は前任者の残任期間とする。

6 第1項第2号の委員は、対外的に非公開とすることができる。

(議事)

第9条 委員会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ、学外の委員1名以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとする。

3 利益相反審査の対象となる産学官連携活動等に携わる委員は、その議事に加わることができない。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

5 委員長は、審議する議案に関し、委員を招集して委員会を開催することが困難と判断

した場合は、持ち回り委員会を開催することができる。

(利益相反に関する評価)

第10条 委員会は、第11条に定める自己申告書による情報及び必要に応じ実施する状況調査に基づく情報について、国士舘大学利益相反ポリシー及び第5条の判断基準のもとに評価を行うものとする。

2 理事及び教職員は、前項の評価結果に不服がある場合は、委員会に再評価を求めることができる。

(自己申告)

第11条 理事及び教職員は、研究活動を行う前、あるいは研究活動を行っている際に第4条に該当する事象が発生した場合は、別紙様式により利益相反の状況について委員会に申告しなければならない。

(庶務)

第12条 委員会に関する庶務は、教務部学術研究支援課が行う。

(守秘義務)

第13条 委員会に関わる者は、職務上知り得た一切の情報を他に漏らしてはならない。その任を解かれた後も同様とする。

附 則

この規程は、平成22年2月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。